

# 「富士見市健全な財政運営に関する条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成 23 年 10 月 26 日  
総合政策部 財政課

富士見市は「富士見市健全な財政運営に関する条例（案）」に対する意見の募集を、平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで行いました。その結果 7 件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

## パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成 23 年 9 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日
- 告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	<p>1 条例(案)に対する意見</p> <p>①財政運営の基本(第1条・第2条関係)</p> <p>財政運営の基本には、自明のことではあるが、「人権が尊重され」「福祉の向上をめざす」責務に具体的に言及・明記すべきである。このことは既に富士見市の「基本構想」の「まちづくりの基本理念」に掲げており、財政運営の条例でも冒頭に掲げ、各条の「まちづくり」の基本として確認すべきである。</p> <p>条例(案)及び逐条解説には「まちづくり」の語が多用されている。しかも、「地方分権時代にふさわしい…」、「市民自治に基づく」、「活力ある」と様々に修飾されている。</p> <p>一方、市の機構名称、部・課分掌内容・運営方針等においても、「まちづくり」は様々に使い分けられている。例えば、「まちづくり推進部」は「まちづくり」全体を推進する部署と理解できるが、実際の業務は「まちづくりをハード・ソフトの両面から総合的に推進する部署」のようである。その所掌は「土地利用の総合調整、公園緑地の整備・保全、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業、農業・商工業等の産業振興に関する業務」と限定的である。</p> <p>各部署の業務内容では「市民参加・協働のまちづくりを推進」、「計画的なまちづくりや公園に関する仕事」、「商業・業務地の形成、土地区画整理事業、道路、公園、公共下水道等の公共施設整備」、「子育て支援・安心安全、新たなまちづくり学習の仕組みづくり」、「健康で生きいき、相互に支えあう人のまちづくり」等々と、「まちづくり」が僭称あるいは藉口されている。</p> <p>元々財政運営は「住民の福祉の増進を図ることを基本」とした市の役割を支えるものであり、様々に解釈あるいは理解される「まちづくり」は「市民自治に基づくまちづくり」と謳ったとしても行政執行側に利用されかねない。</p>	原文の内容で対応します。	<p>少子高齢化の進展や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中で地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するためには、弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備と計画的な施策の実施が求められます。</p> <p>このことから、市では、財政規律の下での健全な財政運営を目指し、その指針として本条例(案)を立案しました。</p> <p>いただいたご意見の「人権の尊重」や「福祉の向上」については、市の最高規範である自治基本条例にうたっており、本条例(案)は、自治基本条例の主旨を踏まえて立案しています。</p> <p>なお、「まちづくり」の言葉は、地域や分野などにおいて多種多様に用いられるものであり、広義もあれば狭義もあります。このため、適時適切な使い方をして表記しています。</p>

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
2	<p><u>②地方債の発行(第8条第1項関係)</u>            市民が負担することの妥当性の部分は負担額によって市民の意見が分かれてく            ると思う。            仮に、市民の負担が0.5%とか2.45%とかの負担を求められるのであれば、半分            は妥当だと思われたり、そうでもないと思われたりする。            これが4.22%とか5.22%とかの負担とされた場合、92.2%の市民が負担に応じないと            予想される。            いくらなんでも、市民が負担することの妥当性より何パーセントの負担を求められ            るのかで意見が違ってくると思う。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>地方債を借り入れた場合には、返済による負            担が将来の財政運営や資金繰りに大きな影響            を与える可能性があるため、地方債の借入時            の検討事項として本条を定めています。            ご意見をいただいた部分の考え方としては、            将来の市民(特に、現在の子どもたち)に対し、            過去に借り入れた地方債の返済に係る負担を            求めることが妥当か否かを検討した上で、地方            債の借入れを行うべきであるとして定めたもの            ですが、実際の運用に当たっては、それぞれの            事業の必要性や財源などを精査するとともに、            将来見通しを踏まえて、適切な執行・管理を            図ってまいります。</p>
3	<p>2 その他の意見  <u>①「条例(案)の閲覧及び用紙の配布場所」について</u>            「パブリックコメント実施中」のポスター掲示はあるものの、相変わらず「閲覧」「資            料」要求をしないと、閲覧すらできないところがある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>今後とも、より分かりやすい運用に努めてまい            ります。</p>
4	<p><u>②告知文について</u>            条例(案)、逐条解説、記入用紙はあるものの、「趣旨・概要」を明記した告知文            が見当たらない。            しかれば、と「広報 ふじみ」を探しても見当たらない。あったとしても、最新号に            は掲載されておらず、わざわざ古い「広報 ふじみ」を見たいと声をかけ直さないと            「趣旨・概要」も読めない。            「広報 ふじみ」を手にてきても、表紙の「おもな内容」には該当せず、見落とすお            それがある。</p>		
5	<p><u>③トレイについて</u>            条例(案)等を入れたトレイは空の状態が続いているのに、「資料・用紙取り寄せ            中」ならそのような貼り札でもすればよからうが、そういう気配りも伺えない。</p>		
6	<p><u>④逐条解説文書のタイトルについて</u>            各ページ右上のヘッダーと思われる「文書タイトル」に【パブリックコメント】富士            見市健全な財政運営に関する条例(案)【逐条解説】、表紙中央に「富士見市健            全な財政運営に関する条例(案)逐条解説【パブリックコメント】とあるが、「パブ            リックコメント」を「市民等から応募された意見」とズバリそのまま理解されかねず、            市行政従事者にしか「市民意見提出手続制度」とは理解できないのでは。            「題名【解説】」でいくら「市民自治に基づく」を謳っても、上から目線が露呈してい            る。</p>		
7	<p><u>⑤パブリックコメントの運用方法や広報記事掲載方法の基準について</u>            市はパブリックコメントの運用方法や広報記事掲載方法には基準を定め実施し            ているとのことだが、市民目線に立たない基準は百害あることを指摘する。</p>		